

交付申請の期限が  
2023年3月末まで  
延長されました！

## こどもみらい住宅支援事業



# 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入で

一定の要件を満たすと、

# 最大100万円が補助されます！

### ZEH 住宅

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅

## 100万円

新基準で認定されると  
補助額が100万円に！

2022年10月1日から  
認定基準変更！

### 高い省エネ性能等を 有する住宅

認定長期優良住宅  
認定低炭素住宅  
性能向上計画認定住宅

## 80万円

2022年6月末までの契約が対象

### 一定の省エネ性能を 有する住宅

断熱等性能等級4かつ  
一次エネルギー消費量等級4の  
性能を有する住宅

## 60万円

### 対象となる方

子育て世帯 または  
若者夫婦世帯 であること

#### 💡 子育て世帯とは？

申請時点において、2003年4月2日以降に  
出生した子を有する世帯

#### 💡 若者夫婦世帯とは？

申請時点において夫婦であり、  
いずれかが1981年4月2日以降に生まれた世帯

### 対象となる住宅

- 一定の/高い省エネ性能等を有する住宅である
- 自ら居住する新築住宅である
- 住戸の床面積が50㎡以上である
- 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する

### その他の要件

- 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる
- 契約の締結日が2021年11月26日以降
- 建築着工時、事業者がこどもみらい住宅事業者として登録済みである

#### ● 補助金の申請方法 ●

申請手続き、補助金の受取と消費者への還元は『こどもみらい住宅事業者』が代わりに行います。  
※一般消費者の方が申請することはできません。

#### ● こどもみらい住宅事業者とは ●

新築住宅の建築・販売を行う事業者で、予め本事業に参加のため、登録をした事業者（工事施工者または販売事業者）です。  
一般消費者に代わり、補助金申請を行います。



### ポイント！

**住宅事業者が本事業の事業者登録を行った後に  
着工した住宅が対象です。**

相談する事業者が、本事業へ登録しているか  
事前に確認しましょう。

※事業者の希望によりホームページ上に公表されていない場合もございます。  
その場合は相談する事業者へ直接お問い合わせください。

ホームページより  
事業者の検索が  
できます



# よくあるご質問

交付申請の期限が **2023年3月末まで**  
延長されました！

契約※、交付申請の予約、完了報告の期限も合わせて当初より5か月間延長されています。  
詳しくは事務局ホームページをご確認ください。  
※「一定の省エネ性能を有する住宅」の新築は、2022年6月末までの契約に限ります。

## Q 対象となる期間は？

A 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入の申請においては、以下の期間が対象となります。

契約※	2021年11月26日以降の締結	
着工	契約する事業者が <b>こどもみらい住宅事業者として登録以降</b>	
交付申請の予約	工事着工後～一定以上の出来高の工事完了まで	
交付申請	一定以上の出来高の工事完了後申請が可能	
完了報告	戸建住宅	～2023年10月31日
	共同住宅等で階数が10以下	～2024年7月15日
	共同住宅等で階数が11以上	～2025年5月31日



### ポイント！

着工後、必要書類を提出することで  
交付申請の予約が可能です。  
一定期間交付予定額を確保できます。

※注文住宅の新築は工事請負契約。新築分譲住宅の購入は不動産売買契約。

交付申請は遅くとも2023年3月31日までです。ただし、**予算が上限に達すると、申請は締め切られます。**

※締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※交付申請の予約は、遅くとも2023年2月28日までです。

## Q 他の補助制度との併用は可能ですか？

A 住宅の取得や、住宅の本体工事の全部または一部を対象とする**国の他の補助制度との併用はできません。**

### 併用できる補助制度(例)

- ・ すまい給付金
- ・ 住まいの復興給付金
- ・ 外構部の木質化対策支援事業
- ・ 住宅ローン減税等の税制優遇
- ・ 被災者生活再建支援制度
- ・ 解体工事への補助

### 併用できない補助制度(例)

- ・ 地域型住宅グリーン化事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業
- ・ 市街地再開発事業への補助
- ・ サステナブル建築物等先導事業
- ・ LCCM 住宅整備推進事業
- ・ JAS 構造材実証支援事業

## Q 契約を締結したのが若者夫婦(または子の親)でなくても申請できますか？

A 契約を締結した方が要件を満たす若者夫婦(または子)と新築住宅へ同居する場合、申請できます。  
同居については原則、交付申請時の住民票で確認します。  
(交付申請時に同居が確認出来ない場合は完了報告時に確認します。)

交付申請時、夫婦であること、子を有していることが確認できない場合は、申請できません。  
事実婚については、交付申請時に住民票にてその事実を確認します。

詳細は、こどもみらい住宅事業者へご相談ください

こどもみらい住宅支援事業事務局

ナビダイヤル▶ **0570-033-522**  
IP電話等からのお問い合わせ先 **042-204-0994**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)  
※通話料がかかります

詳細は、事務局ホームページを  
ご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業【公式】 検索



<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>